

～航空局からのお知らせ～

[2018年12月19日]

★超軽量動力機等の安全確保及び安全意識向上について

国土交通省航空局では航空機の航行の安全に努めているところですが、超軽量動力機等（自作航空機含む）の事故について、今年はずでに4件の航空事故（うち2件が死亡事故）が発生しております。

また、最近発生した超軽量動力機等による航空事故等に関しては約7割が航空法上必要な許可を取得せずに飛行、又は飛行許可範囲外を飛行したものでした。

国土交通省航空局では、以前より超軽量動力機等の運航者に対して、安全運航に係る情報や航空法上必要な許可の取得の徹底を周知してきたところです。

今般、安全啓発等に関するリーフレットを更新し、加えて、以前にも取り組んでいた離着陸の場所を管理又は所有する方へ以下1. から3. の協力をお願いしております。

リーフレット① <http://www.mlit.go.jp/common/001263857.pdf>

リーフレット② <http://www.mlit.go.jp/common/001263858.pdf>

リーフレット③ <http://www.mlit.go.jp/common/001263562.pdf>

1. 超軽量動力機等の離着陸を目的とした土地の賃借契約、使用の承諾等をしている者に対し、航空法上必要な許可の取得がなされているか許可書の提示を求めるなど、許可取得の状況をご確認頂けますようお願いいたします。

また、今後、新たに超軽量動力機等の離着陸を目的とした土地の賃借契約、使用の承諾を行う場合（既存の契約等の更新を含む。）は、航空法上必要な許可の取得を契約等の条件とするとともに、契約等の後に、当該許可書の提示を求めるなど、許可取得の状況をご確認頂けますようお願いいたします。

※許可は最長1年間となります。許可取得の状況は定期的にご確認頂けると幸いです。

2. 許可書の提示がない、又は、飛行範囲（出発地から原則として3km以内）の逸脱や粗暴な操縦等を見かけた場合、航空法違反の恐れがある超軽量動力機等の運航を知り得た場合などには、国土交通省航空局まで情報提供をお願いいたします。

3. 超軽量動力機等の運航者、場外離着陸場の管理者等の関係者向けのリーフレットの内容を別添のとおり見直しましたので土地の賃借契約、使用の承諾等の際に、リーフレットを手交又は周知いただきますようよろしくお願いいたします。

TEL : 03-5253-8111 (内線 50133 または 50135)

E-mail : hqt-kogataki@ml.mlit.go.jp

つきましては、本リーフレットは超軽量動力機向けのものではございますが、小型航空機の操縦士の皆様におかれましても日々の飛行において、運航の安全に活用できるポイントについては積極的にご活用いただきますとともに、超軽量動力機の運航等について無許可又は当該機の離着陸場から広域に飛行していると思われる具体的な情報がございましたらご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

○超軽量動力機等の安全確保について (航空局ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000115.html

国土交通省 航空局 安全部運航安全課

MAIL : hqt-kogataki@ml.mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111 (内線 50135、50136)

小型機安全担当
